

# 当院における身体的拘束に関する取り組み

## 1. 身体的拘束の基本的な考え

当院は、患者さまの尊厳の保持、自立支援、および生活の質の向上を最優先の価値観としております。身体的拘束は患者さまの身体的・精神的弊害をもたらすだけでなく、尊厳を深く傷つける行為です。当院においては、組織的な意思決定と組織風土の醸成（身体的拘束を安易に正当化しない風土）に努め、患者さまの生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、原則として身体的拘束を行いません。

また、やむを得ず実施する場合であっても、最小限の範囲・期間にとどめ、早期の解除に向けた取り組みを行っております。

## 2. 身体拘束の実際

### 1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の判断基準

患者さまの生命・身体の安全確保のため、他に代替手段がないと判断される場合に限り、以下の**3つの要件すべてを満たす場合**にのみ、一時的に身体的拘束を行う場合があります。

- (1) **切迫性**：患者さま本人または他の患者さま等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- (2) **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- (3) **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

### 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件に該当した場合、医師と看護師を含む多職種で身体的拘束の必要性や方法を検討します。患者さまやご家族などへ身体的拘束の必要性と方法を説明し、同意を得られたときに治療方法の一環として指示をします。また、薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しませんが、薬剤を使用する際は、身体的拘束実施と同様に患者さま・ご家族等に説明をします。

### 3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束適正化のための指針」に準じて安全に実施します。

### 4) 身体的拘束の解除に向けた取り組み

身体的拘束中は毎日、身体的拘束の早期解除に向けたカンファレンスを複数人で実施します。多職種によるカンファレンスでは、継続の必要性の評価と解除に向けた検討をします。

### 5) 身体的拘束最小化のための体制

当院では、院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化チーム（以下「チーム」）を設置しています。チームは各病棟の巡回を通して、身体的拘束最小化に向けた医療・ケアを検討します。また、定期的に会議を開催し、院内の身体的拘束の実施状況の把握、身体的拘束最小化のための職員研修の開催、「身体的拘束適正化のための指針」を見直し、職員へ周知徹底をしていきます。

2026年6月  
宮崎江南病院 病院長